

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	教育委員会事務局	生涯学習課
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>こむこむ館使用料において、行政財産使用料を算出の際、福島市行政財産使用料条例第2条ただし書きにより使用料を定めるものについて、市長決裁を受けていなかった。(1件)</p> <p>(福島市行政財産使用料条例第2条、第7条及び令和3年度行政財産目的外使用許可について(通知))</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>【原因】</p> <p>担当者、課長及び係長で条例等を十分に確認せずに事務処理を行ってしまったことが原因であります。</p> <p>【対応】</p> <p>市長決裁の発議書をもって、令和3年4月1日付で使用料を定めました。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>今後は、福島市行政財産使用料条例等を十分に確認した上で、使用料を算出する発議には根拠法令を記載することで、決裁漏れを防いで参ります。</p> <p>また、マニュアルの内容を再度精査し、市長決裁が必要な事例について追記するとともに、人事異動の際には、留意点として引き継ぎ、再発防止に努めて参ります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	教育委員会事務局	生涯学習課
指摘の内容	<p>財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>前回同様、今回も事務処理の遅れにより、行政財産の目的外使用許可について、使用許可をしていないものがあった。(1件2か所) (福島市財務規則第216条)</p>	
講じた措置の内容	<p>財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>【原因】</p> <p>担当者が人事異動により新たに担当した事務であったことから、4月当初に行う事務という認識が不足していたこと、事務を後回しにしたことにより本来行うべき時期に事務を行わなかったことや、決裁者の進捗状況の確認不足が原因であります。</p> <p>【対応】</p> <p>令和3年4月1日付で使用許可を行い、許可の相手に許可書を送付しました。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>前回の定期監査においても指摘を受けた事項であり、複数名での事務処理体制とし進捗状況を確認しながら、適切な事務処理を徹底し改善を図ってきたところではありますが、今回、再度、事務処理の漏れ等が発生してしまったものであります。</p> <p>今後は、福島市財務規則等を十分に確認しながら、マニュアル遵守を徹底しつつ、4月当初にすぐ許可ができるように3月中に事務の準備をしておき、人事異動の際には4月当初に行う事務であることを確実に引き継ぎいたします。</p> <p>また、チェックリストを作成し、職場全体で共有すると共に、進捗状況を係長が確認し、再発防止に努めて参ります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	教育委員会事務局	生涯学習課
指摘の内容	<p>財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>県が国から使用許可を得た用地の一部に設置した市の工作物について、設置に必要な使用許可申請等を行っていない。(1件)</p>	
講じた措置の内容	<p>財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>【原因】</p> <p>担当者、課長及び係長が、設置に至る経過等を十分に確認せずに事務処理を行ってしまったことが原因であります。</p> <p>【対応】</p> <p>浄土平レストハウス敷地内に設置してありますポールは、過去にこむこむ館で行っていた、浄土平とこむこむ館を結ぶ映像伝送システムに付随する工作物でありました。</p> <p>平成26年度に映像伝送システムのカメラが修理不能となり撤去しましたが、平成21年度から气象台のライブカメラがポールに設置されていたことから、ポールだけを残すこととなりました。</p> <p>本来であれば、県が国から使用許可を得た用地の一部に設置した市の工作物については、国に対して、または県から国に対しての土地の使用許可を申請する必要がありますが、平成16年度までさかのぼり経過を確認したところ、ポールの設置前に必要な使用許可申請等を行っていないことが推測されました。</p> <p>今後、このポールにつきましては、市として使用用途が無いことを確認した上で、国等への譲渡や撤去など、処分する方向で、環境省や福島県などの関係機関と協議を行って参ります。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>今後においては、発議起案時に現地の状況や過去の経過を十分に確認した後に許可を出すとともに、人事異動の際には、留意点として経過等を引き継ぎます。</p> <p>また、経過が難解なものについては決裁時に担当者が上司に説明しながら決裁を受けることにより、再発防止に努めて参ります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。